

(7) **生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発**

法務省において、法教育を推進するための方策について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

平成20年度から、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方を検討するための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成を行うための「小学校教材作成部会」を開催し、それぞれ検討を行ってきたが、平成21年度は、両部会からの報告を受けて、同協議会で、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月）、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同年8月）を取りまとめ、法務省ホームページに公表した。

平成22年度からは、法教育推進協議会において、法教育推進のための新たな取組として、法教育の中心的な担い手である教育関係者や法律関係者、将来の法教育の担い手となる大学生及び大学院生などを対象とした法教育に関する論文コンクールを実施している。

また、平成23年11月26日には、東京都において、法教育の更なる普及と発展を目的として、法教育シンポジウムを開催した。

(8) **「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施**

内閣府において、11月25日から12月1日までの7日間を「犯罪被害者週間」として設定している。平成23年度は、「理解する 心が つなぐ 支援の輪」を標語として、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体（石川県、広島県、新潟県、鹿児島県）共催の地方大会を開催した。また、開催結果を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した。

平成24年度においても、中央大会を東京で開催し、地方大会を複数の地域で開催する予定である（P111 コラム12「犯罪被害者週間の実施」参照）。

コラム12

犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国・地方公共団体による施策を十分に実施することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要です。このため、第2次犯罪被害者等基本計画では、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされました。平成23年度においても以下のような取組を行っています。

1 標語の募集

犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図るに当たっては、ポスター・パンフレット及び広報番組などで施策の紹介・解説を行うことに加え、簡潔で分かりやすい言葉で訴えることも重要です。このため内閣府では、平成19年度以降、広く国民一般から犯罪被害者等への支援の大切さなどを表現した標語を年1回募集しています。特に平成20年度からは、中高生向けの募集広報を重点的に行うこととしており、平成23年度の応募作品は2,539



点に上りました。この中から、岡山県笠岡市の、塩見康臣さんの「理解する 心がつなぐ 支援の輪」が最優秀作品に選ばれ、「国民のつどい」中央大会において担当大臣から表彰するとともに、ポスターなどに使用し、内閣府犯罪被害者等施策ホームページにも掲載しました。

2 「国民のつどい」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について、国民の理解を深めるため、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会（12月1日）を開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、石川県（11月21日）、広島県（同月25日）、新潟県（同月26日）、鹿児島県（同月30日）の4か所で開催しました。関係省庁、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の協力の下、有識者などの参加を得て、犯罪被害者等に関するテーマについて、基調講演やパネルディスカッションが行われました。このほか、専門学校生、中・高生によるコンサートなど各大会で独自の行事も催されました。また、各会場には犯罪被害者団体や関係機関の取組などを紹介する展示コーナーが設けられました。

各大会来場者に対して行ったアンケートでは、大会について、「有意義である」という回答が9割以上を占めました。また、大会の更なる活性化や継続を要望する意見もあり、広報・啓発の必要性・重要性が明らかとなりました。

開催結果については、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関に配布しました。

平成24年度も引き続き、内閣府主催の「国民のつどい」中央大会を東京都内で開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、長野県、岡山県、長崎県、大阪市の4地域で開催する予定となっています。



(石川大会)



(広島大会)



(新潟大会)



(鹿児島大会)

4 その他の取組

犯罪被害者週間とその前後の期間においては、都道府県や関係機関において独自のシンポジウムや街頭キャンペーンなど様々な取組が行われました。内閣府においても、ポスターなどを作成・配布しました。

平成24年度以降も、より効果的な手法を検討しながら、様々な広報啓発に取り組む予定です。



(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

内閣府において、春（平成23年5月11日から同月20日）と秋（平成23年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

法務省において、平成23年度においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間（12月4日から同月10日）を始め、1年を通して、全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成23年度は、「守るのは気づいたあなたの その勇気」を月間標語として決定し、「児童虐待の防止に関するシンポジウム」を東京都世田谷区で開催（11月4日）、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用したイベントの実施、各種媒体（テレビ、ラジオ、新聞など）による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

（一部再掲：P10「犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施「女性に対する暴力をなくす運動」参照）



提供：厚生労働省

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会の開催などを通じ、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請している。

また、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し情報提供を行っている。

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

内閣府において、政府広報などを活用し、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動などについて広報を実施している。

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている（犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進に要する経費（国費）：23年度3百万円、平成24年度3百万円）。



提供：警察庁

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

警察において、交通事故の被害者等の実態や惨状などに関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成23年中は、手記を取りまとめた冊子などを約462万部作成するとともに、講演会などを331回実施した。

また、都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などを活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、施策の推進のための情報提供を行うため、毎年、関係省庁の職員、地方公共団体の職員を対象として講演会を実施している。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報提供を行っている。

(14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

内閣府において、犯罪被害者等に関して実施した調査研究について、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載しているほか、各種講演・講義において、犯罪被害者等への理解を深めるよう、当該調査結果を活用した啓発を行っている。

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応に関して、養護教諭の資質向上を図るための研修会を実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、全国の教育機関へ配布している。本手引書により、養護教諭が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を招致した全国研修などを通じて、都道府県警察を指導している。

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生の情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供について

は、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報などを提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別など交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態などについての周知を図っている。

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知

平成23年3月に決定した第9次交通安全基

本計画では、平成27年までに、①24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する、②死傷者数を70万人以下にするなどの目標を掲げており、交通安全白書では、これらの目標を実現すべく、毎年度、被害者支援の推進をはじめとする各種交通安全施策の実施結果等について掲載し、国民への周知を図っている。

また犯罪被害者白書でも、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。

(20) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省においては、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校における3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援しており、その成果について、平成22年7月に「農山漁村での宿泊体験による教育効果の評価について」（報告）を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及を図っている。

第6節 推進体制に関する施策の取組

1 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関において、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し相互の連携・協力を図っている。

基本計画策定・推進専門委員等会議については、平成23年6月8日、第9回会合が、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制

度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に対する心理療法の公費負担に関する検討会」と合同で開催され、各検討会のスケジュール、検討事項、検討の進め方等について確認された。その後、各検討会において、検討が進められている。

2 地方公共団体との連携・協力

内閣府において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、知事部局の窓口となる部局・体制を確認し、当該窓口との間で、連携・協力・情報共有を行っている。

平成23年5月に開催された主管課室長会議では、有識者による講演、先進的な取組を行っている地方公共団体からの事例発表を行うなど、情報の共有を図った。

関係省庁と地方公共団体の職員を対象とし